

1. 6月に学校設置協議会の設置とあるが、どのような手順で行われるのか？

(回答)

第2回準備会（平成30年1月24日開催）において配布した参考資料に「H30.6月 学校設置協議会の設置」とありますが、これは6月開催の準備会において「学校設置協議会の設置」をテーマに、設置協議会の検討項目や構成メンバーなどについて具体案をお示しし意見交換する予定であることを示したもので、6月に学校設置協議会の設置を予定しているものではありません。

学校設置協議会については、学校設置協議会準備会でいただいたご意見を踏まえた「学校整備計画（案）」の策定後に説明会を開催し、保護者・地域住民の皆様のご理解とご協力を得られる状況となりましたら、設置したいと考えております。

2. これをもって合意とするというわかりやすい具体的な形を示していただきたい。

(回答)

学校の再編整備は設置者である教育委員会が主体となるもので、統合の可否をすべて保護者・住民に転嫁するのではなく、学校設置者としての責任の下、円滑な学校の再編とその運営を保護者・地域住民の理解と協力を得られる形で、合意形成を進めていく必要があると考えています。

一般的に、合意形成の形式は定められておりませんが、本市では具体的な協議の進め方の例を段階に分けて取り組むこととしております。

第1段階としては、学校長やPTA、地域への説明、統合協議会等における課題の整理、保護者説明会の開催により、保護者・地域住民の学校再編についての理解が進み、協力が得られることとしております。

第2段階では、統合協議会等で統合時期、今後の進め方などの課題整理について、了解が得られた状況としており、これを最終の合意としているところです。

生野区西部地域におきましては、当初、基本的な枠組みを地域活動協議会及び小中学校PTAの代表者と区長で確認書による基本合意を行い、その後に新たな学校ごとに具体的な絵姿について協議することとしていました。

しかし、保護者・地域住民の方々から、子どもたちの教育環境がどのように良くなるのか等、より具体的な案を示してほしい、具体的な内容が示されない状況で各組織代表の方による確認書作成は負担が大きすぎるといったご意見を多くいただいていたことから、昨夏に進め方を改め、まず、議論のたたき台となる「学校整備計画（素案）」を作成し、それをもとにそれぞれの小中学校PTAやまちづくり協議会から推薦された方々により意見交換を行う学校設置協議会準備会を設置することとしたところです。

今後、準備会でいただいたご意見等を踏まえ「学校整備計画（素案）」を修正し、保護者・地域住民の皆様のご意見を反映した「学校整備計画（案）」を策定することとしています。

この「学校整備計画（案）」策定後に改めて中学校区ごとに説明会を開催し、その内容を説明するとともにいただいたご質問やご意見に対し回答しながら、第1段階の合意形成を図ることとしております。合意形成の手順としては小学校区ごとに書面を取り交わすのではなく、説明会等の場で、子どものことを第一に考え、再編を進めることにより小学校の教育環境の改善に大きな支障が出てくるといった具体的な反対意見がなく、中学校区単位で保護者・地域住民の方々のご理解とご協力が得られることを合意形成の第1段階と考えております。

この状況になりましたら、次のステップとして開校時期や学校名などの詳細事項についてご協議いただく場となる学校設置協議会を立ち上げることであり、現時点では対象の全校区が参加した状態での設置を考えております。

また、学校設置協議会において開校時期、今後の進め方などの課題整理について了解を得られた状況を第2段階とし、これを最終合意と考えております。引き続き準備会等の場において丁寧にご説明申しあげ、保護者・住民の皆様のご理解とご協力を得られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。